NPO 法人POPOLO

「食料支援がつなぐ、ひとり親等支援活動助成事業」

【　募集要項　】

(令和 6 年度「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」)

NPO 法人POPOLOは、こども家庭庁による「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業の公募」に中間支援団体として本事業への提案団体を募集しております。

以下は「食料支援がつなぐ、ひとり親等支援活動助成事業」（以下「本プロジェクト」）の募集要項です。本事業は、こども家庭庁の助成要綱に基づき実施いたしますので、併せてご確認をお願いいたします。

（ https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\_page/field\_ref\_resources/3151cb17-ffe9-4a79-bc8d-173508ecfedf/e8966154/20240423\_policies\_hitori-oya\_kodomo-syokuji-koubo\_r05-hosei\_13.pdf）

また、応募に必要な書類様式等については、NPO法人POPOLOホームページ

（ http://npo-popolo.org/）よりご確認ください。

１．助成の対象者

本事業の助成の対象は次の要件を満たす団体とします。（以下「助成対象事業者」）

（1）物価高の影響などにより困窮するひとり親家庭を始めとした、

要支援世帯のこども等（以下「ひとり親家庭等のこども等」といいます。）を対

象としたこども食堂、こども宅食、フードパントリー、食事の提供を行う学習会・

居場所等（以下「こども食堂等」といいます。）を実施する事業者（法人格を有

する者の他、任意団体や個人を含みます。）

（2） 申請時点において、こども食堂等を実施しており、次のいずれかの要件を満たす

者。

①こども食堂等を１年以上実施している活動実績を有していること。

②こども食堂等に対する支援活動、子育て支援に関する活動、ひとり親家庭支援に関

する活動又は生活困窮者支援に関する活動のいずれかについて１年以上の活動実績

を有していること。

（3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２

条第２号に規定する暴力団、申請者の役員等が暴力団員である団体若しくは暴力団員

がその経営に実質的に関与している団体でないこと。

（4） こども家庭庁から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でな

いこと。

（5） 営利団体（個人事業主、株式会社も含みます。）、宗教団体、政治団体により運営

されるこども食堂等の場合、以下の条件を満たすこと。

・ こども食堂等が非営利で運営され、宗教活動や政治活動を行っていないこと。

・ こども食堂等の団体の名称にて申請を行うこと。

・ 営利事業と非営利事業の経理が別れていること（銀行口座も分かれていることが

望ましいです）。

（6） 助成金の振込先として、こども食堂等の団体名義の口座を持っていること。

２． 助成対象事業の内容

ひとり親家庭等のこども等を対象としたこども食堂等を実施する事業で、次の要件を満

たすものを助成の対象とします。

（1） 営利を目的とするものでないこと。

（2） 食事等の提供を行う場合にあっては、食品衛生管理を徹底し、食中毒予防、食物

アレルギー、防火等に配慮すること。また、こども食堂を実施する場合にあって

は、「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意

すべき事項の周知について」（平成 30 年６月 28 日付厚生労働省子ども家庭局長他連

名通知）の「２．子ども食堂の運営上留意すべき事項」及び「（別添８）子ども食堂

における衛生管理のポイント」に留意すること。

（3） 国又は地方公共団体及び民間の助成機関から補助・助成（以下「他の助成等」）を

受ける事業と同一事業かつ同一費目については、助成の対象外とします。また、異な

る費目のみを対象とした申請であっても、主たる費目について他の助成等を受ける場

合には、助成対象外となる場合があります。なお、既に他の助成等を受けている事業

であっても、既に受けている他の助成等による対象経費と「ひとり親家庭等の子ども

の食事等支援事業」（以下「本事業」）の費用助成による対象経費を区分経理して、

明確に費用を分けて実施する場合に限り、本事業による費用助成の対象とします。

（4） 他の中間支援法人から、本事業に係る同一内容かつ同一費目の事業についての助

成を受けている場合は、助成の対象外とします。NPO 法人POPOLOへの申請の際には、

同一内容かつ同一費目の事業に関して、他の中間支援法人が実施する本事業に係る公

募に申請していないこと、若しくは申請している場合でも、いずれか一方の助成のみ

受けることとし、もう一方の助成は辞退することについて誓約すること。

（5） 事業計画策定に当たり、ひとり親家庭等のこども等を主な対象とする計画として

いること。

（6） 入所者の食糧費に係る補助等が別途国等から支出されている児童福祉施設等に対す

る食材等の提供については、その係る費用については、助成対象としません。

（7） 食品・食材の提供に合わせて食品・食材以外の物品等の提供を行っている場合、そ

の物品等の提供に係る費用については助成対象としません。ただし、学用品・生活必

需品（こどもの貧困や孤独・孤立に対する支援という趣旨に合致するものに限りま

す。）については、この限りではありません。

（8） 事業の主たる目的である事務・事業を実質的に行わず、外部委託する事業が大部

分を占める事業は助成対象としません。

（9） 事業の大部分が備品購入等である事業は助成対象としません。

（10） 事業実施に当たっては、こども食堂等の実施場所が所在する市区町村にこども食

堂等の開催情報を周知するなど、市区町村と連携するよう努めること。

（11） 児童福祉の観点から支援を行うため、本事業の実施を通じて、要支援児童等を把

握した場合には、市区町村と連携し、不適切な養育等が疑われる場合の連絡や、日常的な見守りの結果等について、随時、必要な情報の共有を行うこと。

３． 助成金の額

（1） 上限額

１助成対象事業者当たり １００万円を上限額とします。

（2） 対象経費

① 対象経費については、助成決定後から、令和６年 12 月 31 日までの間に

支出された事業を実施するために必要な経費（賃金、諸謝金、旅費、需用費（消耗

品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、会議費、役務費（雑役務費、通

信運搬費、保険料）、委託費、借料及び損料、備品購入費）とします。

※委託費及び備品購入費を計上する場合は、助成申込書提出時に理由書を添付する

こと。

② 各経費の内容等の詳細については、別添１「対象経費について」を参照のこと。

（3） 助成額の算定

助成額は、事業を実施するための経費の合計額（総事業費）から事業に係る収入（寄

付金、助成金にかかる利息収入、参加費、利用料、事業を実施する際に生じるその他

の収入及び一般会計繰入金（法人の自己資金））額を除いた額の範囲内とします。た

だし、1,000 円未満の端数は切り捨てます。

また、基準額は、上限 300万円の範囲内で、支援を行う人数に応じて算出することと

し、以下の①～③の合計額とします。

① 食事等支援経費

１支援単位（支援を必要とする者１人に対する１回分の食事等支援（１食分の食事

支援及び学用品、生活必需品の支援））当たり 500 円に支援を行う人数を乗じた

額。なお、一度に複数支援単位の支援を実施する場合には、こども食堂等におい

て、社会通念に照らして、適切な支援単位数を計上すること。

② 管理運営経費

①の食事等支援経費の額の 15％を上限とします。

③ 配送経費

60万円の範囲内

配送に係る諸謝金、旅費、消耗品費、燃料費、通信運搬費、保険料、委託費、借料

及び損料を対象とします。

※事業終了後精算処理を行い、助成額の未使用等がある場合は返還しなければなり

ません。

（4） 支援対象となる事業実施期間

助成決定後から、令和６年 12 月 31 日まで

※　報告書の提出は令和７年１月２１日まで

４． 助成の申込手続

（1） 提出書類

この助成事業による助成を受けようとする助成対象事業者は、助成申込書（様式１）

に必要事項を記入の上、以下の書類を添付して NPO 法人POPOLOに提出するものとします。

* NPO 法人POPOLO 「食料支援がつなぐ、ひとり親等支援活動助成事業」

事業のページ（http://npo-popolo.org/）よりダウンロードしてください。

この助成事業による助成を受けようとする助成対象事業者は、助成申込書

（様式１）に必要事項を記入の上、以下の書類を添付してNPO法人POPOLOに提出

するものとする。

・ 事業者概要（様式２）

・ 事業計画（様式３）

・ 事業の実施体制（様式４）

・ 所要額調（様式５）

・ 所要額内訳書（様式６）

※「委託費」「備品購入費」がある場合、理由書（形式自由）を添付してください。

・ 事業実施スケジュール表（様式７）

・ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式８）

　　　※個人の場合は生年月日、法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる

資料（形式自由）を添付してください

・ 自己申告書（様式９）

* 振込先となる口座の振込先情報がわかるページ（2 ページ目）のスキャンデータ

・ 【法人の場合】定款

・ 【任意団体の場合】会則、規約、団体パンフレット、活動紹介リーフレット等

* 【任意団体の場合】推薦書

（地域の社会福祉協議会や行政、フードバンク団体などから推薦書をもらってください）

（2） 締め切り

応募締め切りについては、別途ホームページ上で通知いたします。

（3） 応募方法

以下に、(1)の書類を添付の上、メールにて提出してください。

NPO 法人POPOLO 「食料支援がつなぐ、ひとり親等支援活動助成事業」事務局

メールアドレス：popolo2024.shinsei@gmail.com

※ 応募の際は、メールの件名に「【団体名　応募書類提出】」とご記載ください。

※ 提出いただいた提出物には、３営業日以内に受領確認のお返事をいたします。提出

をしたにもかかわらず NPO 法人POPOLOからの連絡がなかった場合、お手数ですがお

問合せください。

５． 助成の決定

（1） NPO 法人POPOLOは、４(1)に定める助成申込書類を受理したときは、その内容を審査の上、必要に応じて調査を行い、第三者で構成される選考委員会を開催した上で助

成の可否を決定します。

なお、申請件数・申請協議額が助成予定件数・額を下回っており、申請のあった助成対象事業者のうち、要件を満たす全ての助成対象事業者を採択する場合においては

提出のあった申込書類について、NPO 法人POPOLOが助成要領等に定める要件を満たし

ているかについての適切な審査を行った上で、助成の可否を決定することがあります。

（2） NPO 法人POPOLOは、助成を行うことを決定した者（以下「助成決定事業者」）に

対して、その旨を通知します。また、助成を行わないことを決定した者に対してもその旨を通知します。

（３）NPO 法人POPOLOは、助成決定事業者に対して、毎月事業の進捗状況を確認させていただきます

６． 助成金の交付条件

助成金の交付に当たっては、次の各号に掲げる条件を付すものとします。

（1） 助成決定事業者は、事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、

改めて NPO 法人POPOLOの承認を受けなければなりません。

（2） 助成決定事業者は、事業を中止し、又は廃止する場合には、NPO 法人POPOLOの承認を受けなければなりません。

（3） 助成決定事業者又はその代理人は、次の場合には廃止又は取下げの手続を行うもの

とする。これらの手続が行われない場合、NPO 法人POPOLOは助成決定の取消を行うことができます。

① 助成決定事業者が、民事再生法による再生手続開始の申立をする場合

② 助成決定事業者が、会社更生法による更生手続開始の申立をする場合

③ 助成決定事業者が、破産法に基づく破産の申立をする場合

（4） 助成決定事業者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難

となった場合（破産手続開始の決定及び事業の休止の場合を含む。）には、速やかに

NPO 法人POPOLOに報告して、その指示を受けなければなりません。

（5） 助成決定事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 10 万円

以上の機械、器具及びその他の財産については、NPO 法人POPOLOが別に定める期間を

経過するまで、NPO 法人POPOLOの承認を受けないで、本助成金の交付の目的に反して

使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはなりません。

（6） NPO 法人POPOLOの承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を NPO 法人POPOLOに返還させることがあります。

（7） 助成決定事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事

業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運

用を図らなければなりません。

（8） 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方

消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税仕入控除税額報

告書により、速やかに NPO 法人POPOLOに報告しなければなりません。なお、NPO 法

人POPOLOに報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を NPO 法人POPOLOに返還させることがあります。

（9） 助成決定事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収

入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了（事

業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終

了後５年間保管しておかなければなりません。また、処分制限期間を経過するまでは

次に掲げる書類を保管しておかなければなりません。

・ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及びその証拠書類

・ 助成決定通知書

・ 助成額確定通知書

・ 事業完了報告書類一式（控え）

（10） 助成決定事業者は、次のいずれにも宣誓していること。

① NPO 法人POPOLO又は NPO 法人POPOLOの委託を受けた者が行う必要な報告の求

め、関係書類等の提出指導、当該助成決定事業者の関係者への質問又は立入検査等

の検査に応じること。

② 不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治 40 年法

律第 45 号）各条に規定するものをいいます。）に触れる行為のほか、刑法上の犯

罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行いまたは

偽りの証明を行うことにより、本来受けることが出来ない助成金を受け、又は

受けようとすることをいいます。ただし、基本情報等に事実に反する内容の記入が

あった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正行為に

は該当しないものとします。以下同じ。）が発覚した場合には７の（３）の規定に

従い助成金の返還を行うこと。

③ 本助成要領に定める規程を遵守すること。

（11） NPO 法人POPOLO又は NPO 法人POPOLOの委託を受けた者は、必要と認めるときは、助成決定事業者の事業の実施状況について、調査等（立入調査を含む。）を行

うことができます。

（12） 助成決定事業者は、本事業に係る書類の作成(調査等で提出要請を受けた書類の

作成を含みます)、その他、本助成金の交付条件に基づき必要とする一切の費用を負

担すること。

（13） ４に定める助成申込書類のうち、様式８及び様式９に記載する内容について確

認・宣誓の上、各様式を提出すること。

７． 助成決定の取消し等

（1） NPO 法人POPOLOは、助成決定事業者が事業計画に基づく事業を実施しない場合、

必要に応じて助成決定事業者に対しヒアリング及び調査を行うとともに、合理的な理

由がなく事業を開始しないときは、助成決定の取消しを行うものとします。

（2） NPO 法人POPOLOは、助成決定事業者が助成申込等において不正の事実が判明した場合、実施要綱及び助成要領等の定めに違反し、改善がみられない場合、又は８に定

める報告書類を提出しない場合等であって必要があると認めるときは、助成決定の取

消しを行うものとします。その場合には、既に支給した助成金の全部又は一部の返還

を求めるものとします。

（3） 不正受給があった場合の返還については、助成額の全額に、不正受給の日の翌日か

ら返還の日まで年３％の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその２割に

相当する額を加えた額を支払う義務を負うこととします。

（4） NPO 法人POPOLOは、助成決定の取消しを行うときは、

助成決定取消通知書により、助成決定事業者に通知するものとします。

（5） NPO 法人POPOLOは、助成決定の取消しを行った場合には、取消年月日、

設置場所、設置者、取消対象及び取消事由を公表するものとします。

８． 助成金の確定等

（1） 助成決定事業者は、事業完了後速やかに事業完了報告書（様式 10）及び以下に

掲げる書類（以下「報告書類」といいます。）を NPO 法人POPOLOに提出するものとし

ます。

・ 経費精算書（様式 11）

・ 経費支出済額明細書（様式 12）

・ 事業実施報告書（様式 13）

・ その他NPO 法人POPOLOが必要と認めるもの（助成決定者に別途ご案内いたします）

（2） NPO 法人POPOLOは、報告書類を受理したときは、速やかにこれを審査し、必要と 認める場合には調査を行い、助成金の額を確定し、助成額確定通知書により、助成決

定事業者に通知するものとします。

（3）NPO 法人POPOLOは、助成すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が助成されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命じることとします。

（4） NPO 法人POPOLOは、助成決定事業者から報告書類が提出されない場合であって、

期限を定めて報告書類の提出を求めた上でなお報告書類が提出されない場合には、助

成決定事業者に対し、必要な指導等を行うことができます。

９． 助成金の確定額の変更及び助成金の返還

（1） NPO 法人POPOLOは、８の規定による助成金額の確定後において、７に規定する助成決定の取消しを行った場合又は助成金額算定時の違算等により助成金の確定額を変

更すべきと認めた時は、速やかに助成金の確定額の変更を行い、助成確定額変更通知

書により、助成決定事業者に通知するものとします。

（2） NPO 法人POPOLOは、助成金の額を確定し助成金を交付した後でも、過払金があるときは、助成金の額の変更を行い、速やかに返還の手続きを取り、助成決定事業者は

これに従わなければならないものとします。

10． 報告等

 NPO 法人POPOLOは、この助成事業に関して必要があると認めるときは、助成決定事

業者若しくは助成決定事業者であった者又は事業に従事する者若しくは従事していた者

（以下「助成決定事業者等」）に対し、報告若しくは帳簿書類その他物件の提出若しく

は提示を求め、助成決定事業者等に出頭を命じ又は NPO 法人POPOLOの職員に関係者に対して質問させ、若しくは立ち入り、検査させることができるものとします。

11． 秘密の保持

本事業に従事する者又は従事していた者は、個人情報の管理を徹底するとともに、正当な

理由がなく事業の実施により知り得た秘密を漏らしてはなりません。

12．その他

本事業の執行に当たっては、必要に応じて、こども家庭庁と協議の上取り扱いを決定するものとします。

13． スケジュール

（1）公募開始～締め切り

・令和6年8月9日　　　　公募開始

・応募締め切りについては、助成決定金額の予算枠に達したら別途ホームページ上で通知
いたします。

メールにて、必要書類を提出いただきます。詳細は、「4. 助成の申込手続」を参照。

・申請後、１か月以内の採択または不採択を決定し、通知いたします。

採択された事業者は、NPO 法人POPOLO ホームページに名称を掲載させていただきます。予めご了承ください。

※行政や社会福祉協議会、企業など様々な団体等と連携している事業を重視します。

（2）事業実施

・助成決定後から令和 6 年 12月 31 日　　各事業者にて事業実施

その他の詳細スケジュールは、助成決定事業者へ別途ご連絡いたします。

14． オンライン公募説明会の実施について

7月に実施した公募説明会の資料と動画をご確認ください。

http://npo-popolo.org/r6hitorioyatsuika/

但し、助成期間の開始日（助成決定後に変更）と助成金額（上限が100万円に変更）が変更点となります。

15. 問い合わせ先

 NPO 法人POPOLO「食料支援がつなぐ、ひとり親等支援活動助成事業」事務局

メールアドレス：popolo2024.shinsei@gmail.com

※　本事業の担当者は、リモートワーク中心ですので、

当法人の本部への電話をいただいてもすぐに対応できませんので、ご注意ください。

（別添１）

対象経費について

1. 賃金

事業の実施に必要な一時的な労働の対価として支払う金銭

（対象経費の例）

・ 本事業の実施に専任して従事する職員の人件費

（認められない経費の例）

・ 行政からの委託事業の業務に従事している職員の人件費

・ 団体の管理業務等にあたる職員の人件費

・ 従前よりボランティア等として参加していた者に対する賃金

2. 諸謝金

事業の実施に協力した者等に支払う経費

3. 旅費

事業の実施に必要な交通費や宿泊費等

（対象経費の例）

・ ボランティアの交通費

（認められない経費の例）

・ 団体構成員（職員）の視察等の旅費

4. 消耗品費

事業の実施に必要な各種事務用紙、文房具、学用品、生活必需品、その他の消耗品の代価

及び備品に付随する部品等の代価

（対象経費の例）

・ コピー用紙・筆記用具、材料費等

・ こども食堂等で使用するマスク、消毒液など

・ 生活必需品（こどもの貧困や孤独・孤立に対する支援という趣旨に合致するものに

 限る。）

（認められない経費の例）

・ 団体の既存事業の実施に係る消耗品費

5. 燃料費

事業の実施に必要な事業用燃料代

（対象経費の例）

・ ガソリン代、暖房用の石油など

（認められない経費の例）

・ 法人のその他事業の実施に係る燃料費

6．食糧費

食料や食材料費の購入に係る費用

（対象経費の例）

・こども食堂等を実施するにあたって提供する食事の提供に係る経費

（認められない経費の例）

・団体の会議等で提供した食事等に係る費用

7．印刷製本費

事業の実施に必要な各種文書、その他資料等の印刷代及び製本代

（対象経費の例）

・こども食堂等開催の周知用チラシ

（認められない経費の例）

・団体が定期的に発行している会報

8．光熱水費

事業を実施するにあたり発生する光熱水料

なお、団体の運営に係る事務所等において発生する光熱水料は、補助対象外となる。

（対象経費の例）

・こども食堂等の実施にあたり発生した光熱水料

（認められない経費の例）

・団体の運営に係る事務所等において発生する光熱水料

9．会議費

研修会や打ち合わせ等における講師等の飲料等

10．雑役務費

事業の実施に必要な銀行振込手数料等

11．通信運搬費

事業の実施に必要な郵便料、運搬料、電信電話料

12．保険料

事業の実施に必要な保険料

（対象経費の例）

・イベント保険やボランティア保険など

13．委託費

事業の一部を外部の団体等に委託する際に支払う費用であり、助成申込

書提出時に理由書（任意様式）を提出して必要と認められた場合に限り対象

とする。

（認められない経費の例）

・事業の主たる目的である事務・事業を第三者へ委託する費用

14．借料及び損料

事業の実施に必要な会場借料、車両等の借り上げ、駐車料金等、専ら事業

の実施にあたり必要となる場合で、事業実施に必要な最小限の期間に限る。

（対象経費の例）

・こども食堂等の開催にあたり会場を借り上げた際の会場料、活動上

一時的に使用する車両のレンタル代やその駐車料金

（認められない経費の例）

・団体の恒常的な活動事務を行う事務所の賃料

15．備品購入費

事業の実施に必要な器具機械類等の購入費。応募した事業に用いるもの

で、助成申込書提出時に別途理由書（任意様式）を記載し認められた場合に

限る。また、補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、

担保に供してはならない。

（対象経費の例）

・こども食堂等の実施場所における感染症対策のための備品等

（認められない経費の例）

・通常の業務用パソコン等、電気通信機器で汎用性の高いもの

※ なお、団体の経常的な管理運営経費については対象としない。

※ 事業実施期間中に必要となる経費に限る。